

## 漢字専用文献としての前田家本三宝絵詞研究試論

檜田, 良照  
佐賀大学講師

<https://doi.org/10.15017/10461>

---

出版情報 : 文献探究. 16, pp.31-39, 1985-09-25. 文献探究の会  
バージョン :  
権利関係 :

# 漢字専用文献としての前田家本三宅絵詞研究試論

植田良照

「前田家本三宅絵詞」が関心をもちたれている。その理由の一つに、漢字専用表記である点があることとがござる。作者が徳川幕府の「三宅絵草集」というものを想定するとして、それに、「前田家本三宅絵詞」が何らかの関りをもつのではないかと、というのである。

「変体漢文」といわれる「前田家本三宅絵詞」の表記形式を命令め、仮りに、「三宅絵草集」が漢字専用表記形式を用いていたとしても、当代の知識人層が作者であること、出典と目される資料の表記形式、字と考え合わせれば無理な点はない。

そのように「草集」から、内親王の「貴御心」の「マモハケマシツカナル御心ヲモナクサ」ゆえに、「前田家本」に見るような、優美な仮名文の「三宅絵詞」が作られ、献上されたという流れも、納得しやすい方向ではある。

一方、「前田家本三宅絵詞」の「草集」への関りの可能性を否定したところからは、互に「前田家本」の「三宅絵詞」が「三宅絵詞」が作成されたのか、という関心が生じる。それだけ「観智院本三宅絵詞」についても同様である。殊に、「観智院本」が上巻と下巻では異なる「三宅絵詞」に依るとするが、片仮名宣命体、漢字交り片仮名体と記された、それと互に「三宅絵詞」が存在したことを平想する。とすれば、「三宅絵詞」は四種の表記形式で世に伝えられた珍しい資料であるということになる。

その他、「前田家本三宅絵詞」が注目を浴びたことは少くないので

あるが、これほどのところ、「前田家本」自体の研究は、その注目に充分なほど行われていない状況にあるように見受けられる。その理由には、原因が二つに、「前田家本」が漢字のみで記されたこと、互にの位置、書割の別、語形の選択、において不確定であることに求めらるる点がある。博覧強識の方では、「極端にいへば漢字の片仮名体、漢字の用字範囲、漢字の絵巻」のいずれも確定にらざる点の点がある。それ以外にない点がある。

従って、「前田家本」は普通には、「変体漢文」に属することだが、「記録文書等の字体とは明に一線を劃する」とも言われるように、それがどのような意味で「変体漢文」であるのか、ということも実は不明のままなのである。単に漢字専用である点をもって、あるいは「観智院本」等に依って推測した例々もあって、「前田家本三宅絵詞」を変体漢文に感ずるとする段階を、何らかの方法によって越える必要がある。

漢字専用表記の資料の解説の具体的方法については、記録資料を例として嶋岸明氏が論を展開して下さる。一方、一語の音あるいは訓を諸書に求め、文中の機能等を参照して解説してゆくその方法は、今までの書記言語資料の取り扱いに通ずる基本的な方法とはいわゆる、漢字専用表記資料の解説方法において、現在最も説得的なものであると想われる。

その方法に依って、「前田家本三宅絵詞」に用いられている漢字

を調査することから始めに想起されるが、岸岸氏の論考で「その記事の表現内容を考慮してその認定を慎重に行なう」とされた、句読をどのように施すか、「どのような構文の表記と解釈するか」、「単字・熟字、しづれより成ると見るか」といった、前提作業が本資料では案外に困難なように思われるのである。

古人有言親身岸頼羅根草論命江頭不繫船又世中／何論朝保澤行船跡自破云哉因物心知者加久曾云哉 況智深慈廣佛救世不牢固  
如木沫泡於波等悉疾可…… (前田家本・総序・百言百言)

この「正文字列のみにて前にした時、<sup>「イナ」</sup>「古人有言」と訓むのか、<sup>「イナ」</sup>「古人有言」とするののか、あるいは「古人有言……」とすると「イナ」も「イナ」も「不繫船」も「船跡自破」もどを念むのか。また、「故」字は文末に来るものとしても、「況智深慈廣佛救世不牢固……」は「況智深慈廣佛救世……」とするのか、「況智深慈廣佛救世不牢固……」とすべきか。

考も得る疑問全こについて検討することは不可能のように思われ、何よりも、その作業には語の認定が深い関わりをもっていることに気がつくのである。記録資料では、「慎重に行なう」ゆえ得る、句読点・返点の位置決定が本資料で相当に困難であるのは、表現の内容や形式の相違によるところが大きいと思われるが、とにかく、「前田家本三宅総詞」の解説方法については別に考えざるを得ない。

本資料を訓もうとする時に従来から屢々用いられたのは、「観智院本」「あるいは」「關戸家本」等を参照する方法である。既に見たように、「前田家本」自体に解説の手がかりが取れにくい、現録本は唯一の現実的方法といえることができる。しかし、中巻に例を求めると、ある部分には「観智院本」に依って、またある部分には「關戸家本」に依って訓まざるを得ない、という事態や、そのしづれに依っても可能であるということが起こる。また、「關戸家本」のものがよ

り近い平文であるとして、他の上・下巻では殆ど利用することはできないうのである。

「前田家本三宅総詞」の解説作業はまさしく閉塞的状況にあるといえるが、先学の研究に導かれました、以下、いままの考察を試みてみたい。

2

漢まじ、「好孝不僂好礼不変」「無慚慮之心非人世」のように否定の助辞として用いられることの多い「不」「無」「非」などは、「前田家本三宅総詞」の漢字の中にも見出すことが出来る。一般的に「不(排倒)」「無(排倒)」「非(排倒)」「莫(排倒)」「何(排倒)」拾うことができるとは初めに「色葉字類抄」で訓を求めた。この「不」「無」「非」は「イナ」「イナヤ」「ナラズ」「アラズ」に相当する。

「不」 イナ イナヤ ナラズ アラズ

「無」 ヲノヅカラ ナシ

「非」 ソシル アラズ

「莫」 ウスシ オキナリ ナシ ナワレ

色葉字類抄における各字の場出順位は訓の定着度(日常の書記生活での使用状況)を反映している可能性が大きいようにあるので、さしづめ訓について掲出順位にも注目してみると、「無ーヲノヅカラ」「非ーソシル」が、さしづめ、8字中の8位、23字中の13位で、他は全て上位に掲出されている。この「不」の字の場出順位として否定の句属語として用いられている部分に対応すると思われる。次に、これらの字の用いられている部分に対応すると思われる他本(「観智院本」「關戸家本」)の箇所を挙げる。たとえば、

…聞汝提事又入此内造諸經疏或度七七夜不出關戸无音高麗慈悲法師……(中巻・第一節)

...關渡境ノ車ヲカタル又比内ニ入テ諸ノ經疏ヲツクリ繪或度ハ七  
 日ニ夜出給ハス。シテテヲトテオトモシ給ハス。高麗ノ惠師法師  
 ... (觀智院本・同)

...えふたのこ下つたる又このうちにいりこもろく、の終のよ  
 をつくりたまふ、びるたひて日七夜いたまほこをもちておと  
 もしたまはす高麗志恵法師... (開戸家本・同)

...において、色葉字類抄で認められ「不」「无」「否定語」の範  
 圍内での二本に対応を求めると、えんぞれ、「ズ」「ぞ」「ぞ」を  
 指摘することになるので。

「不」に對する「ズ」は色葉字類抄で認めるところであるが、「  
 无」に對する「ズ」は訓として登錄するものでない。「不」で「  
 无」す」の対応も、否定語の範囲内ではあるが、色葉字類抄での  
 訓には含まれていない。

...義通大悦禪師又礼二月其開遠近聞者莫不驚怖人心信深法力不  
 虛事知見靈異記也(中巻・第五節)

...義通大ニ悦于禪師ヲマス。カサネテヲカミタテマツルニ  
 ノ耳トモニアキ又遠近聞者ヲトロキタウトカルコトカキリナシ  
 人信心フカケレハ法カムナシカラス。靈異記ニ見タリ(同)

...せしこをきよそいよくぬむころにぬろこひてしむりけ  
 おてもかむにむたつのみ、ともにあきぬとをさもちろちきもおと  
 ろきあやますとすいふことほし。人のころにまことにふかけれ  
 はのりのちのらもむほしからぬ事をしりぬ靈異記にミえたり  
 (同)

...は、「前田家本」で「莫不」と続いていて、漢文法に随うならざ  
 り。二重否定の表現である。「開戸家本」でも「あやますとすいふこと  
 ほし」と、否定語を二回用いて二重否定の表現をしている。ここで  
 は、色葉字類抄での訓、及び漢文法での語序によつて、「莫一ほし」

「不」ズ」という関係を認めることのできる。「觀智院本」では、  
 否定語は「ナシ」のみであるが、文脈の錯誤や欠落等はないうよう  
 であり、表現方法の相違と見て取り扱う。

...續諸教論起之病是故達志剗身皮可写不棄之文説給敬心以息不  
 吹録卷之塵誠給彼雪山童子未半偈捨命最勝仙人... (中巻・序)  
 ...唯ニカタルニ輪廻ノ病ヲ除ク彼雪山童子ハ羊腸ヲモトメテ命  
 ヲスナ最勝仙人ハ... (同)

...ふつとめこのちをすてさいどう仙人は... (同)  
 ...において否定語が他の二本で認められ、なかりでなく、「輪  
 迴」「雪山童子」の間の文の誤り箇所自体が特定できよう。この場合  
 には、他の二本ともに本来の欠落があるものと一対比較の対象とし  
 てみる。

以上の手順によつて、三本を対象とするこのできざる中巻につ  
 いて調べた結果を、次に示す。

「不」  
 的例

	ズ	ジ	ナシ	デ	+	ナ	不	X	欠
ズ	56								
ジ		5							
ナシ			2						
デ				1					
+					1				
ナ							1		
不									
X								1	
欠									2

○カタカナ書きは觀智  
 院本、か行書きは開戸  
 家本を示す。  
 ○「X」「欠」はさしやん。  
 『表現方法の相違』本  
 文の欠落を示す。  
 ○「ズ(不)」にはズ系又  
 系が二重の否定形を  
 含む。  
 以上、後の表におい  
 ても同じ。

「无」  
29例

欠	X	ズ	ナシ	なし
	/	/	2/	ず
		2		X
	/			欠
			3	

「非」  
4例  
アラズーあらず 3  
ナラズーあらず 1

「莫」  
3例  
ナシーなし 2  
Xーなし 1

右の表で、「非」「莫」については用例数が少ないので何とも言えないが、「不」「无」については「不ズ(ず)」、「无ーナシ(なし)」の対応が7割以上と、高い割合を示していることが知られる。

色葉字類抄との対応の割合を高めるといふ方向では、熟字訓ではあるが、「不可勝可復せ」(前田家本・下・疊字・180)とあるところから否定辞「ジ」を訓として取り出せば、より高いものとなるのであるが、本稿の目的からは不都合な方向である。しかし「不」のほうも否定辞は本来、文脈に応じて様々な可能性をもった語ではあろう。

とりあえずここでは、  
1 「前田家本ニ宝鏡詞」における「不」「无」「非」「莫」は、漢文で「不(无・非・莫)……」「し」して否定に用いられる、その用法を踏襲している。

2 「観音院本」と「関戸家本」との否定辞のやみの幅は大きく、9割以上が「一致する」、そのことにより「不」「モ」「ズ(ず)」、「无」「モ」「ナシ(なし)」「し」を訓で可能性も高いものとなっている。

次に、「可」「令」「被」「如」「自」「為」「以」「於」の字について、先の否定辞と同様の方法によって、その様相を調べてみた。これらの字をとりあげた理由も、否定辞の場合と同じで、使用回数が多いことを前提として、漢文での一般的用法を念頭に

おいていることによる。  
色葉字類抄における、そのやみの字の訓は次のようにまとめることができる。

「可」ヨシ ベシ バカリ ヨリ  
「令」タトフ ヨシ ナシ ゴトシ シム  
「被」ウク オホス カウブル キル ツク ラヨブル

「如」シク ニタリ モシ ゴトシ  
「自」イタル シタガフ ホコル ヨル ヲノレ ミヅカラ  
「為」ヲノヅカラ ヨリ

「為」オサム オモヘリ シク ス タフ ックル ナス  
ナル マシマス マナブ マネス シワガ タメ タリ

「於」ムツ ヲドル ヲイテス ラク コレ イヅクゾ  
「以」モキキル モツ ユク ユヘ モトモ モテ

よみをいふ訓の語彙等の決めがゆるいものや、掲出例が少数である例もあるが、掲出順位について「替しこみ」と、様々な品詞のうち、「可」では「ベシ」、「令」では「シム」、「被」では「カウブル」「ラル」「トリ」、「如」では「シク(ホ)」「ホ」の老あり、「ゴトシ」「自」では「ヨノレ」「ヲノヅカラ」、「為」では「ナス」「タメ」「以」では「モツ」「モテ」、「於」では「ヲイテス」「ヲク」など上位に掲出されているが、その他にもたとえ「被」における「キル」は「ア」(文中中の3位)、「可」「し」「バカリ」では「ナシ」というように、截然とした基準によって示したものである。また「自」ヨリ」は他引であるが、一位掲出字が「依」、「ニ位が「因」であるが、「自」によって予想される用法とは相違していることが考えらるるのである。

しかし、おおよそは、常識的語彙と訓とが高い定着度を示しているものとよらぬ。

これらの訓を参考として、否定辞の場合と同様に、各字と対応する他の二本の該当箇所を求めて、次に示す。

「可」  
43例

欠	X	命全	推量	比	ベシ	△
	2		2		17	ベシ
				1		比
			1			推量
	1	5				命全
	2				1	X
2	2	1			6	欠

「推量」「比」「命全」は用言の命令形。「可」の意味と対応例数をまとまりから設けた。

「命」  
41例

欠	X	サス	ス	シ	△
	4		3	13	しむ
	1		8	5	す
	1	1			サス
	5			1	X
	2			1	欠

「被」  
21例

欠	X	キル	ス	ル	え	△
					3	とる
	2		1	7	1	ろ
						す
		3				ま
	1					X
	1				2	欠

「如」  
27例

欠	如	△	△	△	△
		21			如
1	1	1			欠

右の他に、「不如」「如」「如」が「如」に「如」の「如」がある。

「自」  
55例

ヨリ	△	△	△	△	△	△
						ヨリ
					2	X
					8	欠
				5		
			1			
3						

「ヨリ」は「ヨリ」の例をまとめた。

「以」  
14例

欠	X	△	△	△
		5		X
	2			欠
1	1	1		

右の他に「以前」「以後」の例がある。

「為」  
38例

△	△	△	△	△	△	△
						為
					12	X
				7	3	欠
		1		5		す
		6				
3				1		

「於」  
11例

欠	X	△	△	△
			4	に
		4		に
	2			X
1				欠

……一日一夜屋敷内也。忽制法服与之。乞者問可令何。應答可。講法花終せ……（中巻・第11話）

……一日一夜屋敷内ニコモリキタリ。忽ニ法服ヲソクテアタフ。乞者ナニワサヲシ給ハム。スルソトヘハ法花終ヲ講セム。トスルセトコタフ……（同）

……一日一夜いへたうちにかくしてすゑたり。ちまちはうふくさつくりて又たふを着居にわさせさせ下す。ふへきとへは法花終をかうせしめんとする。与りてはふ……（同）

……女子悲憤中心思天地助吾无被。押殺於屋上事悅後……(巻第12話)  
……女オキアヤシミシテ心ノウキニ思フ天地ノ銭ヲタスケテヤニマ  
ソニコロサセヌ成ヌルセトヨロコフ後ニ……(同)  
……むすめあやーひて心のうすにふもふ天地銭を正すけておそひ  
ころこひすけりぬるけりともよろこひのちに……(同)

……為。大禮越永敬保養告知為。法扶身事変為。兼魚化為。録見重罪記也  
(中巻・第16話)

……大禮越トナリテナカクウヤマニ併養スマサニ知ヘシ法ノタメ  
ニ身ヲタスケレハ兼モ変シテ兼トナル。魚モ化シテ録トミユ重罪  
記ニ見タリ(同)

……大禮越とけりてむすめあやまひくやうすままにしるへしかり  
ひ下めには正すくむはともへんしこくすけりともけりいをも化し  
て録となる。重罪記に之えたり(同)

「可」「令」「被」「如」については、漢文あるいは色葉字類抄  
で知ることのできる多くの用法のうち、助動詞相当の語を表記す  
る文として用いられることが殆どあるといえようである。

その場合、「如」については、本文の欠損を除いた全くが色  
葉字類抄とほぼ一致してその二本の「ゴトシ」(二)とし「と并たし、  
別の固定的状況と、本文のゆれの少ないものを考えることが出来るが、  
他の3字をめぐると本文の対応状況は複雑である。

まず、色葉字類抄の訓と「観智流本」「開戸家本」「西本とが一  
致する割合は割合程度で、かつ、この二本間での一致の割合もそれ  
をやや上回る程度にすぎない。その理由としてあげられるのは、一  
つには類義語・類義表現の使用である。「可」では「世皇形」「命  
令形」など、「令」では「ス」「サス」その他、「給」などの敬語

表現、「被」では「ス」、同じが用いられて、「可ーヘシ」「令ーシ  
ム」「被ール・ラル」への葉字が妨げられる結果に陥っている。二に  
は、各々の字義に相当する表現が互いに互い場合が比較的多いこと  
で、「令」「被」における使役や受身の意味を表現し得るけれども文脈  
に影響を及ぼすであろうが、尊敬の場合には省略・付加がしやすいで  
あろう。「可」の場合も、「可憐ムマシ」「可咲オカシク」(共に墨川本)色  
葉字類抄・中巻)などの例を考えると、必ずしも言語に対応する用法  
のみでも互いに互いである。三には、「観智流本」「開戸家本」両本  
の使用する語の相違が及びらぬ。「被」に於いて「観智流本」で  
は略同数が対応しているが、「開戸家本」では「る」の対応が多い。  
「令」についても、本文欠損を除いた42例中の14例に「す」が  
用いられているが、「観智流本」では4例中の11例である。

「自」「為」「以」「於」のうち、「於」については色葉字類抄  
で掲げた例に該当する対応箇所を見出し得なかったが、「於是」(二)  
於高田(前田家本・下巻)は「ウキ・豊高」とあるところから、「ニ」で  
の訓をすることもできようが、表で「メ」として2例が「ヨリより」  
「ヨーを」であることも考へ合わせる。「於」字の訓に固定的な  
ものはない、意味に応じて処理せらるる方があるように思われる。  
さうすると、漢動的である等の語形が両本で全く一致していること  
自体が「於」を両本のままに訓む可能性を高めている、と考へること  
も出来る。

訓の対応が定まらないうちで「為」「以」も同様で、「為」  
の何處語的用法の場合には、色葉字類抄と一致する「タメニ」の他  
に「トテ」「テ」「ニ」「ニテマルコ」(以上、表では「表現の相違」欄  
に含める)、「以」では「ヲ」「シテ」(以上)に同じ(「は」が想定され  
る)である。両本間の一致の割合も「於」同様である。  
「自」「は」「ヨリ」(二)に固着しているところもさうである。

以上の8字のうち「被」「自」「為」については、何れ語的用法の他に「キル」「ミヅカラ・ヨ、ヅカラ」「ス・ナル」などの自立語としての用法も見られたが、各々の字は色々種類抄での場出順位も略上位であり、「観智院本」と「開戸家本」との対応も、第16語で「為―ミユ―存る」となっている以外は全く一致している。自立語用法の場合の本字の安定性が認められる。

「不」「无」「非」「莫」「可」「令」「被」「如」「自」「為」「以」「於」の8字については調査したのは、こゝらが漢文で助辞として用いられるという一般的知識、「前田家本三書抄前」が交代漢文であると認められること、に注目してのことであつた。右に考察した結果からは、概る、

1 「不」「无」「非」「莫」「可」「令」「被」「如」の8字は助動詞相当の語として、「自」「為」「以」「於」は助詞相当の語として、用いられることが多い。

2 自立語として用いられる場合には「観智院本」「開戸家本」両本に随つて割を充てることができる可能性が高い。

3 何れ語の場合でも否定語及び「如」「自」「為」「以」「於」については自立語用法に準じた取り扱ひが可能であるが、「可」「令」「被」だけはゆゑの幅が大きい。

と、まとめることができる。

中巻以外は、「開戸家本」の本字が殆ど需められず、「観智院本」も上巻は片仮名宣命体表記で割の決定が容易でない場合があり、この稿での参照は保留する。

「前田家本」と「観智院本」のみゝ対応の状況も、下巻について調べてみても、以上の記述に何ら何れ加ふるべき点は出ないことが

予想されるが、爾後の為にまとめた結果を次に示しておきたい。

[不] 32例  
10 1 1 1 7  
[无] 66例  
52 2 2 4

[非] 11例  
9 1 1  
[莫] 1例  
1

[可] 87例  
68 5 1 6 7  
[令] 68例  
56 4 1 1 5 1

[被] 19例  
9 2 2 4 2  
[如] 33例  
21 2 6 2 2

[自] 62例  
46 2 8 3 2 1

[為] 77例  
14 3 4 29 22 5  
[以] 41例  
32 1 1 5 2

[於] 32例  
11 16 3 2

中巻で既に固定的であつた「如」「自」「以」「於」はこゝでも同様の傾向にあるが、その他の「不」「无」「非」「可」「令」については、「不―ズ」「无―ナシ(無シ)」「非―アズ」「可―ベシ」「令―シム」のやうに、対応が集中的になつてゐるといえる。

一方、中巻では「ル・ラル」に同数の対応を示していた「被」が、こゝでは「ル」とも対応し、「開戸家本」の中巻の「被―る」と同



じ様相を呈している。

また、助詞的用法(タメニ)と動詞用法(ス・ナル)とが同等に対応していた「為」は、後者にその用法の中心があるといえる。「被」も動詞としての割合が高く残っているようである。

他の表現をしていることにより、色葉字類抄の訓の範囲で比較できたい「表現の相違」の項も、特に「令」「為」を中心として少なくなっているが、それは、先にあげた「折衷の集中」や、「用法の相違」の反面的現象によるものと推察される。

いすれにしても、下巻の状況は、「前田家本」から「観智院本」へ、「観智院本」から「前田家本」へ、という方向を考える際には都合のよいものがある。

3

初めにも触れたように、「前田家本三宅絵詞」は漢字専用の表記でありながら、漢字法を遵守した形式をとっているものと推察され、また、いかなる変体漢文の様相とも異なるようである。

本文のみを提示された場合、それがどのような訓であるのかということは何論、何がそのための手がかりとなるのかということは見当がつかぬ場合が多い。幸いに他本を参照することが可能で、しかも、かたちの程度に訓めようなのであるが、それは、やはり「前田家本三宅絵詞」を訓んだものといえるが、何らかの手筈を必要とするところであろう。

本稿では、「前田家本」が変体漢文であるといわれるその実態や、本書作成の由来の解明を遠い目標として、いささかの調査を試みた。「前田家本」の一部の字を色葉字類抄の訓や他本の状況と比較して、その関係の把握から本文へ進むことの可能性を探ってみよう。

1. 各々の字の文法的可動性は略決定できるとは言えない。  
2. 自立語表現の場合には訓をも確定できるとは言えない。  
3. 行巻語の機能の場合には字によって(あるいは、動きによって)様相が異なるが、語形・活用形の選択が困難な場合が多い。

という結論に至った。

1. 1. 1. のように、そのように予見が可能で、その故にこれらの字を対象として取り扱ったのであるが、3. も、一般的に漢語と和語との関係、日本語における活用の存在、等を考えれば当然のことではある。2. の場合でもその自立語が用言であるならば同様の問題が生じてくまのほいほいともいえる。文の断続等については別に考える必要がある。

一方、1. 2. の方向から調査を進めていけば、「前田家本」の「変体漢文」としての様相がより具体的に明らかになるのでは言えないかと期待される。対象とした字の範囲でも、Eとせば「可為観如編次」のような形に、異様な語順がありながらもともかく、倣おうとし、時に崩れているかのように思われるのである。

「観智院本」下巻との対比の結果からまとめようべきことは見当がつかない。「前田家本」は、中巻で、「観智院本」よりは「関戸家本」によって訓める場合が多いとされるが、この調査の範囲では、各巻と訓々の集中度、「表現の相違(X印)」の多少、という点で、中巻に於ける「前田家本」と「関戸家本」の近さより下巻に於ける「前田家本」と「観智院本」の折衷関係の方がより近いものといえる。

それは、「観智院本」で下巻が最も漢文訓読論が濃いといわれる現象に逆行するものがあるが、内容面からは、中巻が人物等を中心として「物語る」巻であるのに対し、下巻は経典等からの引用や物事で「記述する」巻であるという相違に由来するものと考えらるべき。「記述する」場合には、漢語と和語・漢文と和文の対立がある。

リ目文をたたくはるということであらうか。

注1 小林実現氏に「よって意見された、片仮名宣命体による

「新出字彙」三行絵、新編「新出字彙」が下巻の一部であった

ことば、この字彙の補遺材料となると考へらる。

注2 山田俊雄「説語研究の序」

注3 華島裕「平家野史新論」232

注4 「昆鏡落文」における漢字表記語の解説方法について

注5 王木好弘「使用漢字集合考察の端緒——前田香蘇三定絵の表記

に用いられた漢字字種の調査——」によれば、果なり字数ごとも  
百六十六、延喜字彙に三十三百六十四と報告している。

注6 以下の調査では、「前田家本」については「華経閣叢刊」の

影印及び「諸本三寶鏡集」を参照し、「観智院本」及び

「開戸家本」については後者のみに依る。時正「開戸家本」

は、東大寺印を始めとする、印の類や山田孝雄博士校本の復原  
の「郵収敷」に於けるものも含める。

注7 注5を蘇で示した使用数と若干相違する(少くは、多く)

は、本稿では他三本に比べて漢字で収められている例は原則  
として用いられた(固有の同・偏・漢語など)。

注8 中田規下「峰岸明編『色葉字類抄研究』、島田本編『色葉字類抄

漢字索引』を用いる。則ち単独の字に於けるものを対象とする。

注9 「表現方法の相違」とは広く解釈するが、限られた範囲では、色葉

字類抄の割下用字に同じ表現をするものを意味する。

注10 片仮名の定形であること、中田世語用法のことは、ある意味で

意識的側面を有していること、片仮名の「表現の相違」としては  
理解するケースが少くはることを示す。